

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和3年10月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長崎県	県内各市町村	被爆体験者精神影響等調査研究	86	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体症状・心身症に対する医療費の自己負担分の給付	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成14年6月診療分
	長崎市								
	長崎市	乳幼児	80	1. 小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 2. 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする(国公費の3者併用分はなし)	保険医療機関ごとに、1日上限800円(月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	市内の医療機関等	平成19年4月診療分
	佐世保市	乳幼児	80	1. 小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 2. 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする(国公費の3者併用分はなし)			対象外	原則として、市内の医療機関等	平成22年10月診療分
	諫早市	乳幼児	80	1. 小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 2. 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする(国公費の3者併用分はなし)	保険医療機関ごとに、1日上限800円(月額上限1,600円) ※保険薬局での自己負担なし		対象外	市内の医療機関等及び市外の医療機関等のうち諫早市と協定を締結した医療機関等	
	長崎市	ひとり親	81	1. 20歳未満の子を現に監護する母子家庭の母及び父子家庭の父 2. 母子家庭の子、父子家庭の子及び父母のいない子で、小学校就学児から18歳未満(高校在学中は、20歳未満)の者	保険医療機関ごとに、1日上限800円(月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	原則として、市内の医療機関等	平成22年12月診療分
					寡婦	82			
重度心身障害者		87	重度心身障害者(身体障害者手帳1級、2級又は療育手帳A1、A2所持者)(中度心身障害者(身体障害者手帳3級又は療育手帳B1所持者)は償還払いのみ)	保険医療機関ごとに、1日上限800円(月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし					
長崎市(*)	乳幼児	80	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を拡大 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする→現物給付となる(国公費の3者併用分はなし)→(国公費の3者併用分あり) ・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに、1日上限800円(月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	市内の医療機関等		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長崎県	17市町 ※1	乳幼児	80	・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)		【医科・歯科分】 保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) ・ただし、保険薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
	壱岐市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	県の基準の自己負担額を助成 ・0歳から3歳未満の時間内(通常時間内に受診したもの)		なし	対象外	壱岐市内の 医療機関等	
	五島市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	県の基準の自己負担額を助成 ・0歳から3歳未満の時間内(通常時間内に受診したもの)		なし	対象外	五島市内の 医療機関等	
	長崎市 (*)	乳幼児	80	*平成22年12月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象医療機関を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) ・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに、 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分	
	佐世保市 (*)	乳幼児	80	*平成22年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者及び対象医療機関を拡大 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする→現物給付となる (国公費の3者併用分はなし)→(国公費の3者併用分あり) (市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) ・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					
	諫早市 (*)	乳幼児	80	*平成22年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者及び対象医療機関を拡大 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする→現物給付となる (国公費の3者併用分はなし)→(国公費の3者併用分あり) (市内の医療機関等及び諫早市と協定を締結した市外の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) ・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					
	長崎市	重度心身障害者 (精神通院)	88	重度心身障害者(精神障害者保健福祉手帳1級所持者) (入院外のみ)		保険医療機関ごとに、1日 上限800円(月額上限 1,600円) *保険薬局での自己負担 なし		原則として、市内 の医療機関等	平成25年 10月診療分
	長崎市 (*)	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校卒業まで) ・小学校卒業まで(満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (小学生においては市内の医療機関等が対象)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし	対象外	未就学児: 県内の 医療機関等 小学生: 市内の 医療機関等	平成28年 4月診療分	
	対馬市 (*)	こども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (小学生及び中学生においては市内の医療機関等が対象)	【医科・歯科分】 保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) ・ただし、保険薬局での自己負担なし	対象外	未就学児: 県内の 医療機関等 小学生及び 中学生: 市内の 医療機関等	平成28年 10月診療分	

※1 島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、川棚町、波佐見町、東彼杵町、小値賀町、佐々町、新上五島町
注 地方公共団体の要請を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長崎県	平戸市 (*)	乳幼児及び子ども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (小学生及び中学生においては平戸市内の医療機関等が対象)	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) ・ただし、保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児 県内の医療機関等 小学生及び中学生 市内の医療機関等	平成29年 4月診療分
	長崎市 (*)	子ども	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院:小学校卒業まで→中学校卒業まで) 入院:中学校卒業まで(15歳到達後の最初の3月31日受診分まで) 入院外:小学校卒業まで(12歳到達後の最初の3月31日受診分まで) (小学生及び中学生においては長崎市内の医療機関等が対象)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小学生及び中学生: 市内の医療機関等	平成29年 10月診療分
	長崎市 (*)	子ども	80	*平成29年10月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(満15歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児 県内の医療機関等 小学生及び中学生 市内の医療機関等	平成30年 10月診療分
	佐々町 (*)	乳幼児・子ども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→高校卒業等までに拡大) ・高校卒業等まで(満18歳到達後の最初の3月31日受診分まで。)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児 県内の医療機関等 小学生、中学生及び高校生等 佐々町・松浦市・平戸市・小値賀町の医療機関等	
	大村市	乳幼児	80	・小学校就学前まで(満6歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年 1月診療分
	長与町 (*)	乳幼児・こども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (小学生及び中学生においては長与町、時津町、長崎市及び西海市の医療機関等が対象)	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) ・保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小学生及び中学生: 長与町、時津町、長崎市及び西海市の医療機関等	令和2年 4月診療分
	時津町 (*)	乳幼児・子ども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (小学生及び中学生においては長与町、時津町、長崎市及び西海市の医療機関等が対象)	保険医療機関ごとに1日上限800円 (月額上限1,600円) ・保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小学生及び中学生: 長与町、時津町、長崎市及び西海市の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長崎県	長崎市 (*)	子ども	80	*平成30年10月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、小学生及び中学生の対象医療機関等を拡大 (小学生及び中学生:市内の医療機関等→長崎市、諫早市、西海市、長与町及び時津町の医療機関等) *中学校卒業まで(満15歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小学生及び中学生: 長崎市、諫早市、西海市、長与町及び時津町の医療機関等	令和3年 10月診療分
		ひとり親	81	*平成22年12月診療分から受託しているひとり親医療について、対象医療機関等を拡大 (原則として、市内の医療機関等→長崎市、諫早市、西海市、長与町及び時津町の医療機関等) 1.20歳未満の子を現に監護する母子家庭の母及び父子家庭の父 2.母子家庭の子、父子家庭の子及び父母のいない子で、小学校就学児から18歳未満(高校在学中は、20歳未満)の者	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	長崎市、諫早市、西海市、長与町及び時津町の医療機関等	令和3年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。